★令和5年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	長野県
地方公共団体名	富士見町
都道府県・市町村コード(5桁)	20362
担当部局課名	総務課企画統計係
担当者氏名	小口裕
電話番号	0266-62-9332
メールアドレス	kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp

交付対象経費

国のR4補正予算分(通常分)(交付限度額①、②、③)		3,000
	地方単独事業費	3,000
	国庫補助事業費	－
国のR4予備費分(通常分)(交付限度額④)		－
	地方単独事業費	－
	国庫補助事業費	－
国のR4予備費分(重点交付金分)(交付限度額⑤)		－
	地方単独事業費	－
	国庫補助事業費	－
国のR4予備費分(重点交付金分)(交付限度額⑥)		166,570
	地方単独事業費	166,570
	国庫補助事業費	－
国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑦、⑧)		39,300
	地方単独事業費	39,300
国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑨、⑩)		3,275
	地方単独事業費	3,275

既配分額 国のR4補正予算分(通常分)(交付限度額①、②、③)	2,250	国のR4補正予算分(通常分) 交付限度額①（令和4年12月補助裏分の本省線越分）	－
既配分額 国のR4予備費分(通常分)(交付限度額④)	－	国のR4補正予算分(通常分) 交付限度額②（令和5年1月～3月補助裏分）	2,250
既配分額 国のR4予備費分(重点交付金分)(交付限度額⑤)	－	国のR4補正予算分(通常分) 交付限度額③（令和5年4月以降補助裏分）	－
既配分額 国のR4予備費分(重点交付金分)(交付限度額⑥)	53,143	小計　交付限度額①＋②＋③	2,250
小計　⑤＋⑥	53,143	国のR4予備費分(通常分) 交付限度額④（令和4年4月28日通知分の本省線越分）	－
既配分額 国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑦、⑧)	29,337	国のR4予備費分(重点交付金分) 交付限度額⑤（令和4年3月20日通知分の本省線越分）	－
既配分額 国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑨、⑩)	2,445	国のR4予備費分(重点交付金分) 交付限度額⑥（令和5年3月29日通知分）	53,143
今回配分予定額 国のR4補正予算分(通常分)(交付限度額①、②、③)	－	国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分) 交付限度額⑦（令和5年5月通知分）	29,337
今回配分予定額 国のR4予備費分(通常分)(交付限度額④)	－	国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分) 交付限度額⑧（令和5年〇月〇日通知分）	9,963
今回配分予定額 国のR4予備費分(重点交付金分)(交付限度額⑤)	－	小計　交付限度額⑦＋⑧	39,300
今回配分予定額 国のR4予備費分(重点交付金分)(交付限度額⑥)	－	国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額⑨（令和5年5月通知分）	2,445
小計　⑤＋⑥	－	国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分) 事務費　交付限度額⑩（令和5年〇月〇日通知分）	830
今回配分予定額 国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑦、⑧)	9,963	小計　交付限度額⑨＋⑩	3,275
今回配分予定額 国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑨、⑩)	830		
配分予定額計 国のR4補正予算分(通常分)(交付限度額①、②、③)	2,250		
配分予定額計 国のR4予備費分(通常分)(交付限度額④)	－		
配分予定額計 国のR4予備費分(重点交付金分)(交付限度額⑤)	－		
配分予定額計 国のR4予備費分(重点交付金分)(交付限度額⑥)	53,143		
小計　⑤＋⑥	53,143		
配分予定額計 国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑦、⑧)	39,300		
配分予定額計 国のR4予備費分(低所得世帯支援枠分)(交付限度額⑨、⑩)	3,275		
配分予定額計	97,968		
移替先	総務省	交付限度額計	97,968

	国の予算年度	補助・単独	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分 通常交付金	交付金の区分 重点交付金	コロナ感染症への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	種類	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R4予算分（交付限度額①、②、③）	B 2 国の R4予算分（交付限度額④）	B 3 国の R4予算分（交付限度額⑤）	B 3'' 国の R4予算分（交付限度額⑥）	B 4 国の R4予算分（交付限度額⑦、⑧）	B 4'' 国の R4予算分（交付限度額⑨、⑩）	C 国庫補助額	D その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要 ①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検査促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP, 広報紙など）	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
													合計	212,145	212,145	3,000	－	－	166,570	39,300	3,275	－	－													
低所得者世帯給付金に係る部分	1	R4	単	○	○	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業【低所得者世帯給付金】		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		39,300	39,300			－	39,300			－	①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金 ③給付金総額 R5年度分の住民税非課税世帯　1,310世帯×30千円 ④令和5年度分の住民税均等割非課税世帯	－	－	○	－	R5.5	R6.3	非課税世帯への支給率100%	広報誌、有線放送	物価高騰の影響を受ける低所得者への支援として、令和5年度の住民税均等割非課税世帯を対象とした、1世帯当たり3万円の給付金の支給を行う。		R5補正（地）
事務費	2	R4	単	○	○	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（事務費）		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	－		3,275	3,275			－	－	3,275		－	①コロナ禍において物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するにあたって必要な事務経費 ②低所得世帯への給付金に係る事務費 ③事務費　3,275千円 会計年度任用職員報酬1,002千円、期末手当183千円、共済費157千円、通勤費37千円、消耗品費360千円、郵送費313千円、振込手数料65千円、システム改修費732千円、パソコンリース料203千円、備品購入費123千円 ④令和5年度分の住民税均等割非課税世帯	－	－	－	－	R5.5	R6.3	非課税世帯への支給率100%	広報誌、有線放送			R5補正（地）
低所得者以外に世帯に係る給付金部分	3																																			
	4																																			
	5																																			
事務費	6																																			
	7	R4	単	○	－	事業者物価高騰対策支援事業		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		162,070	162,070			－	162,070			－	①コロナ禍において国際情勢の変化により、電気料、ガス代、燃料費、資材費等が物価高騰の影響を受けている農業、商業、製造業等を営む町内の小規模事業者、中小事業者へ支援を行い、経営の安定を図る。 ②町内で事業を行う小規模事業者、中小事業者（個人、法人等）への補助金及び補助金に係る事務費 ③補助金総額　160,500千円 小規模事業者（従業員20人以下）1,430社×100千円＝143,000千円 中小事業者（従業員21～300人以下、従業員1名につき5千円）70社×250千円＝17,500千円 事務費総額　1,570千円 会計年度任用職員報酬751千円、期末手当181千円、共済費152千円、通勤費7千円、封筒印刷費53千円、郵送費336千円 ④町内の小規模事業者、中小事業者	－	－	－	－	R5.4	R6.3	物価高騰の影響を受ける事業者の経営安定を図るため、補助金支給率100%	HP			R4補正（地）
	8	R4	単	○	－	学校給食費高騰支援事業		－	○	○	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		4,500	4,500			－	4,500			－	①コロナ禍において学校給食の主食及び牛乳の価格上昇のほか原油価格高騰による物流費の上昇、飼料価格の高騰などに伴い、令和5年度より給食費の値上げ決定を実施する。そのため給食費の値上げ分を補助することで、子育て世帯の給食費の負担を軽減するとともに、給食提供の維持を図る。なお補助金は各学校（給食会計）へ支給する（教職員は除く）。 ②給食費の値上げ分への補助金 ③補助金総額　4,500千円 ・1年分 小学校　児童数700人分×201食×値上げ分15円＝2,111千円 中学校　生徒数370人分×197食×値上げ分20円＝1,458千円 ・1月から3月までの追加分 小学校　児童数700人分×46食×追加分10円＝322千円 中学校　生徒数370人分×45食×追加分10円＝167千円 ・予備費　442千円 ④町内の小・中学生の保護者	－	－	－	－	R5.5	R6.3	小・中学校への支給率100%	HP			R5補正（地）
	9	R4	単	－	－	新型コロナウイルスワクチン接種事業		○	－	○	⑤-Ⅳ-1. ウィズコロナ下での感染症対応の強化	○	－		3,000	3,000	3,000						－	①新型コロナウイルスワクチンの個別接種、院内集団接種の委託契約を締結する町内医療機関では、5月に5類感染症に移行してからも感染対策を講じながらワクチンの接種体制を維持する必要がある。また他の感染症流行期間と重なり、さらなる配慮が必要なため、問診や接種に対応する医療従事者を支援することを目的として支援金を支給する。 ②ワクチン接種を実施する町内の医療機関への支援金 ③支援金総額　3,000千円 個別接種　3医療機関×支援金125千円×集中接種期間4か月＝1,500千円 院内集団接種　1医療機関×支援金500千円×実施期間3か月＝1,500千円 ④新型コロナウイルスワクチン接種を実施する町内の医療機関	－	－	－	－	R5.5	R6.3	新型コロナウイルスワクチン接種を実施する町内の医療機関への支給率100%	HP			R5補正（地）